

「JEAC4605 原子力発電所工学的安全施設及びその関連施設の範囲を定める規程」 改定案 公衆審査意見対応について

意見 その1

[解説 1] の位置：2.2.1 の d . サポート、アンカーボルトの項に移動する。

対応

解説 - 1 は本来、工学的安全施設とその関連施設の両者を念頭に本規定の対象範囲に関する考え方を解説したものであるが、実際にはほぼ関連施設の範囲に関する解説になっている。このため、[解説 1] の位置を、「2.2 工学的安全施設の関連施設」の項に移動する（[解説 1] はサポート、アンカーボルトに関してのみではなく、信号系、駆動系や、さらには関連施設に含まれないものの考え方でカバーしたものである。このため、2.2.1 の d . 「サポート、アンカーボルト」の項ではなく、上段の「2.2 工学的安全施設の関連施設」の項に記載するのがより適切である）。その上で解説の対象とする範囲を明確にする観点から以下のように表現の適切化を図る。

「・・・したがって本項では、工学的安全施設としての機能を達成させるために必要な関連施設として、補助施設、保安電源設備及び安全保護系についてそれぞれの範囲を定義した。なお・・・」

意見 その2

[解説 2]：不要。重要度分類はしないのであるから、これについて述べる必要はない。

対応

本文において「2. 工学的安全施設とその関連施設の種類」という章のタイトルの下で分類や定義を規定している。一般的にはこのような「分類」という言葉から、何らかの重要度ランク付けが連想されることも多いと考えられることから、解説において、本規程においては重要度分類を規定するものではない旨記載することによって規程内容の明確化を図っているものである。以上より、本記載を削除することはしない。

意見 その3

2.1.1、2.1.2 の説明文：「直接系（間接系）とは、・・・直接的（間接的）に果たす施設をいう。」は同じ言葉の繰り返しになって居り、説明文として不適切である。

解説 3（解説 4）をこれらの説明文とし、次の文を付け加える。

「定義を明確に理解できるように、具体例を7から11頁の表に示す。」

対応

ここでは「直接系」、「間接系」の説明文ではなく、定義を示しているものであるため、言葉が繰り返しになっていても正確に定義を記載することが重要である。定義を補足する説明としては、解説に記載してある。

また、7 - 11 ページの表に示してある具体例は、「直接系」、「間接系」のみでなく、本規定における定義全体の理解を助けるために示してあるものである。このため、解説 - 3（解説 - 4）のところに書くのは適切ではなく、現行では解説の最後に「定義を明確に理解できるように、具体例を次表の通りとりまとめた」と記載しているものである。よって現行の記載のままで変更しない。